

技 発 第 4 4 0 号
令和4年10月28日

(写)

関係各課長
各地方機関の長 様

土木部技術管理課長

建設発生土の有効利用並びに掘削に伴う建設発生土の取り扱いについて（通知）

表記の件について、別添のとおり国土交通省中国地方整備局を通じて、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長補佐ならびに国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全室企画専門官、治水課課長補佐から、会計実施検査の結果を受けた事務連絡がありました。

つきましては、建設発生土の工事間利用等の有効利用により、建設発生土の処分に係る工事費の低減を図るよう、また、根株等の数量を控除し掘削土量の算定を行うよう、適切な対応をお願いいたします。

建設発生土の有効利用については、島根県建設副産物処理要領に基づき工事間利用を図っているところですが、今一度、別紙1を確認の上、取組の強化をお願いいたします。また、根株の控除については、別紙2を参考に算定を行っていただきますよう併せてお願いいたします。

また、根株の控除については、河道掘削工事だけでなくすべての工事を対象としている旨、国土交通省中国地方整備局に確認しております。

なお、市町村、関連団体、島根県建設産業団体連合会あて別添（写）のとおり文書発出しております。

担当 農林設計基準グループ 白築
shiratsuki-harue@pref.shimane.lg.jp
TEL：0852-22-5942
FAX：0825-25-6329

(写)

技 発 第 4 4 0 号
令和4年10月28日

県内市町村長 様

土木部技術管理課長

建設発生土の有効利用並びに掘削に伴う建設発生土の取り扱いについて（依頼）

表記の件について、別添のとおり国土交通省中国地方整備局を通じて、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長補佐ならびに国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全室企画専門官、治水課課長補佐から、会計実施検査の結果を受けた事務連絡がありましたので周知いたします。

貴市町におかれましても、建設発生土の工事間利用等の有効利用により、建設発生土の処分に係る工事費の低減を図るよう、また、根株等の数量を控除し掘削土量の算定を行うよう、適切な対応をお願いいたします。

また、建設発生土については、平成31年3月25日付技第591号「建設発生土情報の共有について」により、各県土整備事務所企画調整スタッフを通じて、市町村・県・国等の機関と情報共有の取組を行っているところですが、この情報を利用した工事間流用の検討についても重ねてお願いいたします。

また、根株等の数量の控除については、河道掘削工事だけでなくすべての工事を対象としている旨、国土交通省中国地方整備局に確認しております。

なお、島根県関係課、地方機関の長ならびに関連団体、島根県建設産業団体連合会あて別添（写）のとおり文書発出しております。

担当 農林設計基準グループ 白築
shiratsuki-harue@pref.shimane.lg.jp
TEL：0852-22-5942
FAX：0825-25-6329

(写)

技 発 第 4 4 0 号
令和4年10月28日

関連団体の長 様

島根県土木部技術管理課長
(公 印 省 略)

建設発生土の有効利用並びに掘削に伴う建設発生土の取扱いについて

表記の件について、別添のとおり国土交通省中国地方整備局を通じて、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長補佐ならびに国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全室企画専門官、治水課課長補佐から、会計実施検査の結果を受けた事務連絡がありました。

つきましては、島根県関係課、地方機関の長ならびに市町村長あてに、別添により通知しましたのでご承知おき下さい。

なお、掘削に伴う建設発生土の取扱いについては河道掘削工事だけでなく、すべての工事を対象としている旨、国土交通省中国地方整備局に確認しております。

担当 農林設計基準グループ 白築
shiratsuki-harue@pref.shimane.lg.jp
TEL : 0852-22-5942
FAX : 0825-25-6329